



瀬戸内海の眺望

第1章

計画の基本的な考え方

【第1章の内容】

この章では、環境を取り巻く背景を踏まえ、環境基本計画策定において、明らかにすべき基本的な考え方を示しています。

第1節 計画策定の背景と基本理念

第2節 計画の目的と位置づけ

第3節 計画期間と対象者・対象地域

第4節 環境の範囲

第5節 計画の策定方法と構成

第1章 計画の基本的な考え方

第1節 計画策定の背景と基本理念

1 背景

※印の語句は、資料編の環境用語集に記載しています。

我が国を取り巻く環境問題は、高度成長期の産業型公害や開発による自然破壊などの局所的な問題から大気汚染、水質汚濁、騒音・振動、廃棄物などの生活型公害、さらには、地球温暖化※やオゾン層の破壊※などの地球環境問題へと発展している状況です。

一方、今日の大量生産・大量消費・大量廃棄型の社会経済システムは、生産、流通、消費、廃棄等の各段階において、資源エネルギーの採取、不要物の排出などにより、環境への負荷※が増大しているため、社会経済活動や生活様式の見直しが求められています。

このような状況において、国は平成5(1993)年に「環境基本法」を制定、平成6(1994)年に「環境基本計画※」(平成24(2012)年改定：第四次環境基本計画)の策定、平成9(1997)年に「京都議定書」の採択が行われ、環境関連施策の総合的で計画的な推進を図っています。

また、広島県も平成7(1995)年に「広島県環境基本条例」を制定し、平成9(1997)年に「広島県環境基本計画」(平成23(2011)年改定)、平成10(1998)年に「広島県環境基本計画実施計画」を策定し、広島県の今後の取組方策を明らかにしています。

豊かな自然環境に恵まれた三原市(以下「本市」という。)においても、市民の環境に対する関心が高まっており、環境施策を総合的・計画的に推進するための枠組みが求められています。

このような背景のもと、本市では、環境の保全及び創造についての基本理念を定め、市民及び事業者の協働のもとに責務を明らかにするとともに、市民団体の自主的な活動を尊重し、健全で恵み豊かな環境を確保するため、平成18(2006)年に「三原市環境基本条例」を制定しました。

これに基づき、環境の施策を総合的かつ計画的に推進するため「三原市環境基本計画」(以下「本計画」という。)を策定しました。

2 基本理念

本計画は、三原市環境基本条例に基づき策定していることから、同条例第3条の規定に基づき基本理念を共有します。

また、同条例第3条は次のとおり定められています。

【三原市環境基本条例 第3条 基本理念】

第3条 環境の保全及び創造は、現在及び将来の世代の市民が健全で恵み豊かな環境の恵沢を享受するとともに、人類の生存基盤である環境が将来にわたって維持されるよう適切に行われなければならない。

2 環境の保全及び創造は、健全で恵み豊かな環境を維持しつつ、環境への負荷の少ない健全な経済の発展を図りながら持続的に発展することができる社会が構築されることを旨として、すべての者の公平な役割分担のもとに自主的かつ積極的に行われなければならない。

3 地球環境の保全は、人類共通の課題であるとともに市民の健康で文化的な生活を将来にわたって確保する上での課題であることから、すべての事業活動及び日常生活において着実に推進されなければならない。

第2節 計画の目的と位置づけ

1 目的

社会経済活動の高度化に伴い、生活環境や自然環境の悪化が進行し、地球環境への負荷が高まっています。これらの問題解決のため、市民、市民団体、事業者、行政（三原市）のすべての主体が協働により環境の保全・創造に取り組む必要があります。

このため、本計画は、基本理念の実現をめざし、すべての主体が協力して、環境施策を総合的、計画的に推進していくことを目的とします。

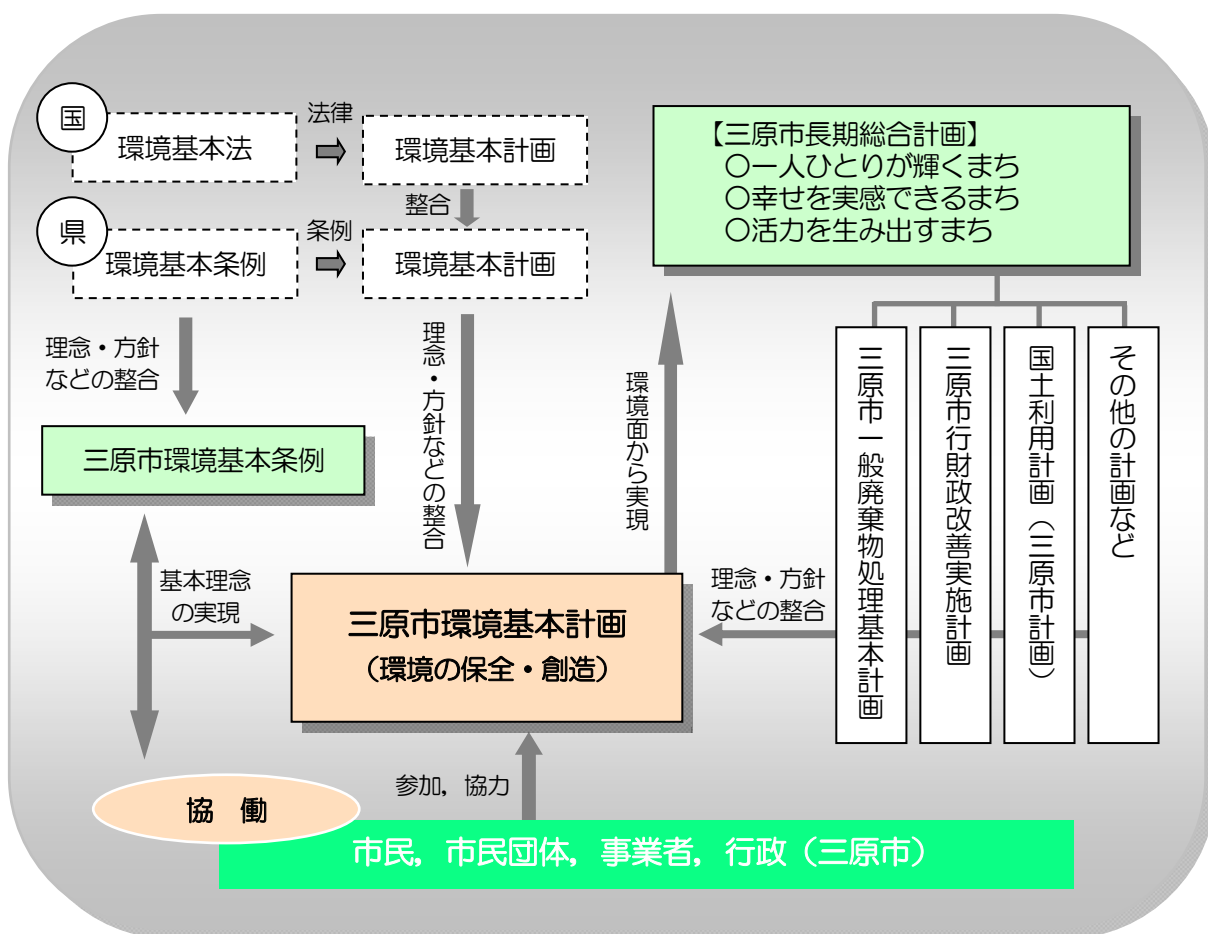
なお、本計画は、次の3つの視点から調整・検討を図りながら策定します。

- 視点① すべての主体が協働でつくる
- 視点② 成長する計画づくり（計画策定後に持続性のある計画）
- 視点③ 三原市らしさの追求

2 位置づけ

本計画は三原市環境基本条例第7条に基づき策定します。

また、本計画は「三原市長期総合計画」をはじめ、その他の関連計画と整合を図りながら、市民、市民団体、事業者、行政（三原市）が協働で、良好な環境を次世代へ引き継ぐ取組を展開します。



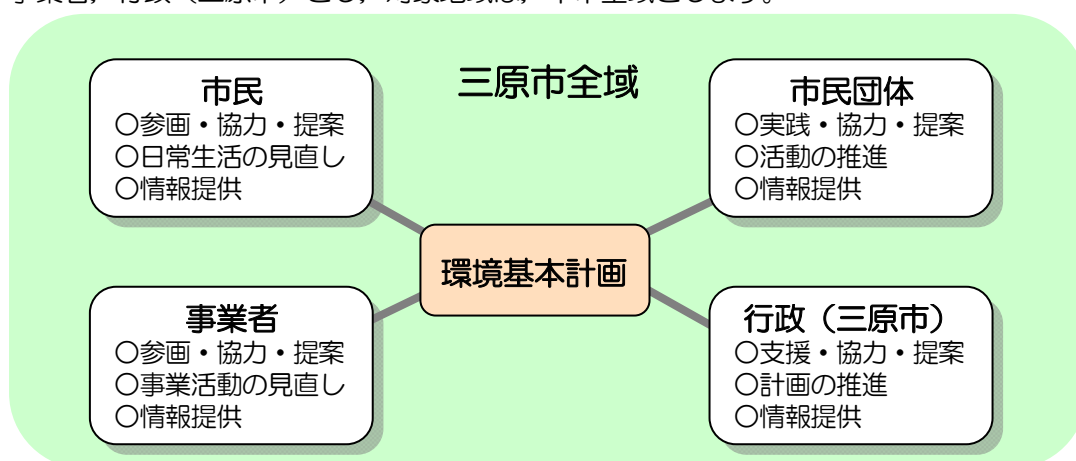
第3節 計画期間と対象者・対象地域

1 計画期間

本計画の期間は、平成20(2008)年度から平成29(2017)年度までの10年間を対象としています。ただし、今後の社会経済状況の変化や環境に対する価値観の変化に対して、適切に対応するため、この度、本計画の見直しを行いました。

2 対象者・対象地域

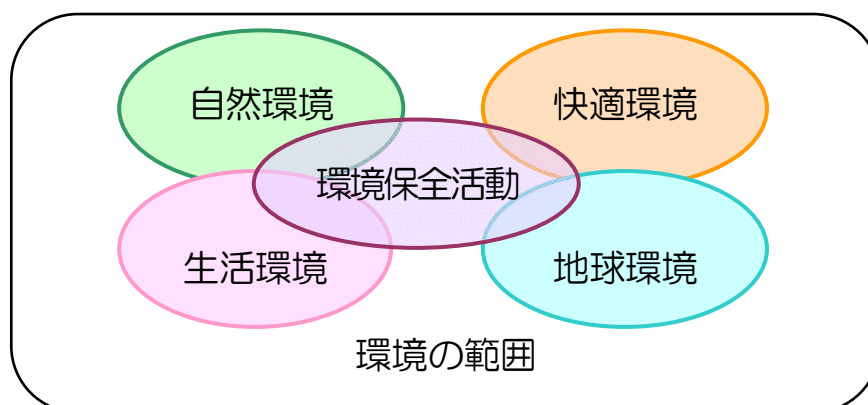
本計画の対象者は、三原市環境基本条例第4～6条に基づき、各主体の役割を踏まえ、市民、市民団体、事業者、行政（三原市）とし、対象地域は、本市全域とします。



第4節 環境の範囲

本計画で取り組む環境の範囲は、身近なものから地球規模のものまでを対象とします。

- ◆自然環境（土地利用，河川・海岸，動植物）
- ◆生活環境（大気，水質，騒音・振動，悪臭・土壌・有害物質，廃棄物）
- ◆快適環境（文化財・景観資源，公園・緑地，道路・交通，野外レクリエーション/教育機関・公共施設，水道/生活排水処理施設，福祉，防災・防犯）
- ◆地球環境（地球温暖化防止，省資源・省エネルギー）
- ◆環境保全活動（環境学習，環境保全活動の支援体制づくり）



第5節 計画の策定方法と構成

1 策定方法

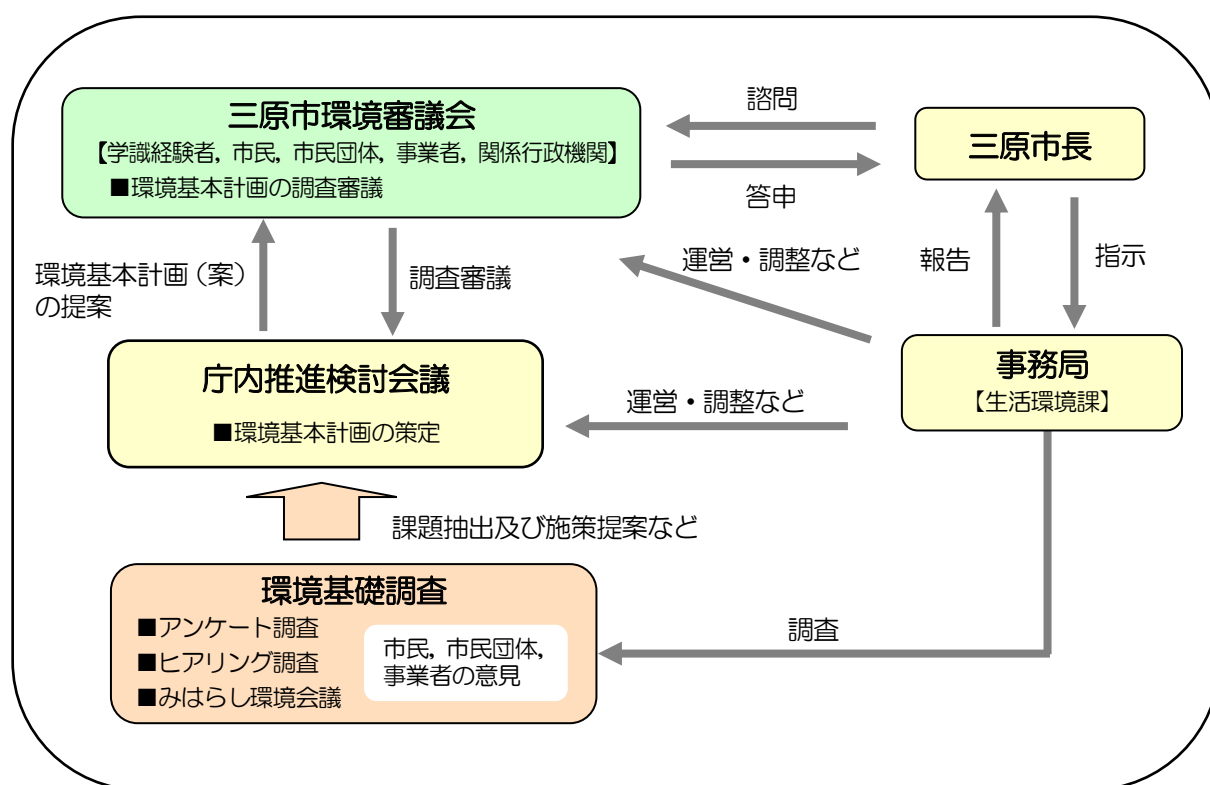
策定にあたっては、市民、市民団体、事業者、行政（三原市）が対等の立場に立ち、各主体の役割・意見を尊重するとともに、お互いに協調を図り、実行可能な計画づくりをめざします。このため、市民、事業者等を対象にアンケート調査、みはらし環境塾、ヒアリング調査を実施し、地域が抱える課題や環境目標達成のための具体的な取組の検討・抽出を行います。

三原市環境審議会は、学識経験者2人、関係行政機関の職員1人、市民2人、市民団体の代表者4人、事業者8人の総数17人から構成され、市長の諮問に応じて、環境基本計画の策定に関する調査審議を行います。

また、庁内推進検討会議は、調査内容や環境基本計画の策定などについて検討します。



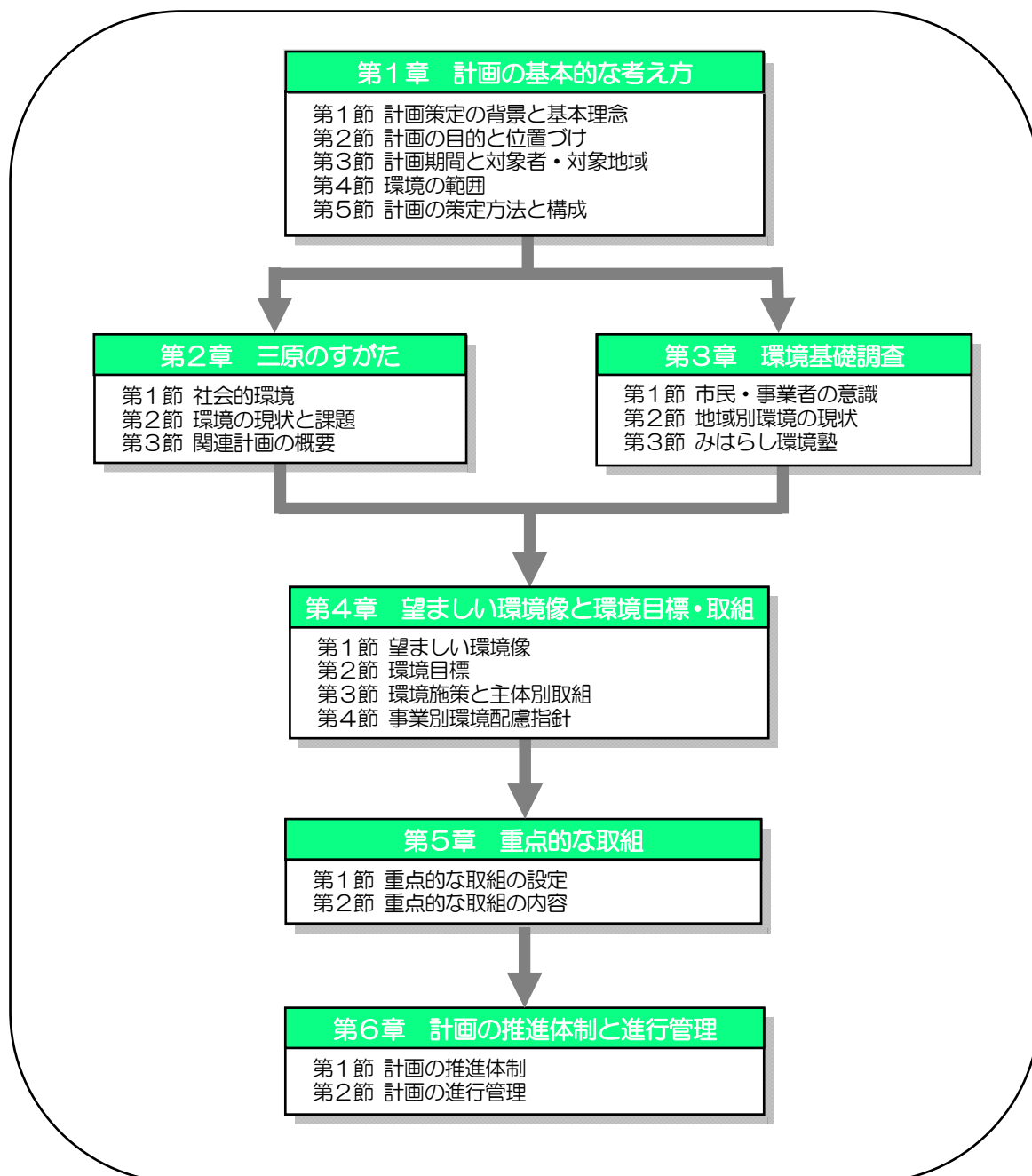
三原市環境審議会



三原市環境基本計画の策定方法

2 構 成

本計画の構成は次のとおり、第1～6章までの構成となっています。



三原市環境基本計画の構成